第三次広域化等支援方針　規模別目標収納率等の設定について

H26.11.25～　各市町村ブロック会議資料

|  |
| --- |
| 注）第三次広域化等支援方針の内容に基づく調整交付金への反映は、平成27年度の収納率につついて平成28年度分の調整交付金から実施 |

１　第三次方針における収納率の「目標」

府内平均収納率が全国平均収納率に達することを目標とし、それに向けて団体規模別に目標収納率を設定する。第三次支援方針対象期間中は、目標収納率は変更しない。

２　規模別目標収納率の「規模区分」

第三次方針より「中核市」を追加し、「政令指定都市」「中核市」「５万人以上市」「５万人未満市」「町村」の５区分とする。

|  |
| --- |
| ⇒　国が公表している規模区分「政令指定都市」「中核市」「10万人以上市」「５万人以上市」「５万人未満市」「町村」の６区分（ただし、府内では「中核市でない10万人以上の市」は存在しないため、実質５区分）に準拠するもの。 |

３　規模別目標収納率と規模別収納率上昇目標値

第三次広域化等支援方針対象期間中の規模別目標収納率

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規模区分 | 政令指定都市 | 中核市 | ５万人以上市 | ５万人未満市 | 町村 |
| 目標収納率 | ８９．０％ | ８９．７％ | ８８．８％ | ９１．６％ | ９４．７％ |

⇒　規模別収納率上昇目標値は別紙のとおり

４　規模別目標収納率を達成している団体に対する特別調整交付金での評価

規模別目標収納率を達成している団体については、規模別収納率上昇目標値を達成していなくても、その時点で満点（40点）とする。

ただし、収納率が前年度から１ポイント以上低下した場合は、６により別途▲５点の措置あり。

|  |
| --- |
| ⇒　第二次支援方針までは、規模別目標収納率を達成していても支援方針に定める収納率の上昇がなければ評価対象とならなかったが、第三次支援方針では、すでに収納率が十分高い団体についても評価の対象とするもの。 |

５　「規模別収納率上昇目標値」の達成状況による調整交付金での評価

各年度の規模別収納率上昇目標値の達成割合で評価。

従来は７割以上の達成で加点の対象としていたが、収納率向上のインセンティブをはかるため、上昇目標値の４割以上の達成で加点の対象とする。



|  |
| --- |
| ⇒　最も収納率上昇目標値が高い団体（規模別目標収納率から約４ポイント以上下回る団体）の場合でも上昇目標値は１年につき２ポイントなので、１年で0.8ポイント以上収納率が上昇すれば、調整交付金での加点の対象となる。 |

６　前年度から収納率が低下した場合の調整交付金での評価

前年度から収納率が低下した場合は、収納率及び低下幅に応じて減点する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | １ポイント以上低下 | それ以外 |
| 低下後の収納率が規模別目標収納率以上 | ▲５点 | ０点 |
| 低下後の収納率が規模別目標収納率未満 | ▲10点 | ▲５点 |

【参考】収納率の状況と調整交付金の点数の関係（４、５、６関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収納率 | 上昇目標値達成状況 | 収納率前年度比 | 調交点数 |
| 規模別目標収納率以上 | ― | 上昇又は維持 | 40点 |
| 収納率低下 | １Ｐ未満低下 | 40点 |
| １Ｐ以上低下 | 35点 |
| 規模別目標収納率未満 | 10割以上達成 | （上昇） | 40点 |
| ８割以上達成 | （上昇） | 30点 |
| ６割以上達成 | （上昇） | 20点 |
| ４割以上達成 | （上昇） | 10点 |
| ４割未満達成 | 上昇又は維持 | ０点 |
| 収納率低下 | １Ｐ未満低下 | ▲５点 |
| １Ｐ以上低下 | ▲10点 |